

# 工 事 説 明 書

工 事 名	秩父別町地域マイクログリッド構築事業第2期工事
工 事 範 囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・当工事は起債及び国庫補助事業です。</li><li>・太陽光発電設備 500kW 程度を旧秩父別町営陸上競技場に設置。</li><li>・定格電力 200kW、蓄電池容量 1,200kWh の蓄電池 1 基及び蓄電池用パワーコンディショナー 1 基は支給とする。</li><li>・上記基礎及び設置費用（荷下ろし共）は工事に含める。</li><li>・電柱及び自営線、系統連系点の新設。</li><li>・受電盤設備の新設。</li><li>・対象施設は秩父別温泉、交流会館、ふれあいプラザ、ファミリースポーツセンター、図書館、農産物加工センター、源泉ポンプ、EV充電器、物産館、さわやかトイレ、百年記念塔とする。</li><li>・上記を第1期工事、第2期工事の2箇年とし、詳細は配布書類による。</li><li>・第1期工事の納入品を使用する事。受注後は受注者の責任において保管管理を行う事。</li><li>・必要仮設材、水、電気、整理清掃、養生一式工事に含みます。</li></ul>
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・当工事に伴う施設の汚染・破損等は請負業者の責任で復旧すること。</li><li>・一般車両及び通行人等周辺への注意、埃・振動・騒音等を可能な限り抑え、一般車両及び既存設置物等への汚染等に注意願います。</li><li>・該当施設が通常運営中での作業のため、作業内容により時間的な制限が生じる場合があります。監督員及び施設管理者との協議とする。</li><li>・当工事施工に際し、建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等関係法規、条例を遵守し監督員の指示により施工すること。</li><li>・作業終了後は工事範囲周辺を見回りし、材料の端材や工具等が地面に落ちていないか日ごとに確認すること。</li><li>・配布する内訳の数量は参考資料です。</li></ul>
発生材の処分	<ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物は、請負業者負担により処分場へ分別搬出される。</li></ul> ※ただし、搬出前に処分先の確認協議を必ず行い、搬出時に経済的な処分場を監督員と協議し決定すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・完成書類にマニフェスト写しを添付する。</li><li>・北海道循環資源利用促進税の対象となる廃棄物は、入札金額に含める。</li><li>・金属において発生材状況を確認し、有価物として取り扱える場合は有価物として設計変更を行う。</li></ul>
資材・労務調達	※地場産業育成のため、可能な限り地元での資材・労務調達に努めて下さい。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事着手前に、施工計画書、工程表、施工図等の必要書類を提出し、監督員の確認を得ること。</li><li>・指名通知、契約書その他関係書類、関係法令を遵守し良好な完成品に努めて下さい。</li><li>・本工事は「週休2日工事」の対象工事である。</li></ul>